

議第96号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

平成20年9月4日提出

京都市長 門川大作

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(京都市職員定数条例の一部改正)

第1条 京都市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

(京都市印鑑条例の一部改正)

第2条 京都市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第15条第2号を次のように改める。

(2) 認可地縁団体の仮代表者、特別代理人又は清算人

第15条第3号及び第4号を削る。

(京都市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 京都市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改める。

題名を次のように改める。

## 京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

第1条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等への職員」を「公益的法人等への職員」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「京都市公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等に」を「公益的法人等に」に、「公益法人等の」を「公益的法人等の」に改める。

### 提案理由

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、京都市職員定数条例等の規定を整備する必要があるので提案する。